

社会福祉法人つばみ会
理事 監事・理事会報酬・旅費（交通費）規程

本規定は、定款第二十二條の規定により、理事・監事の報酬及び旅費を定めるものである。

【報酬】

- ・理事会出席の理事に対して、以下の額を報酬として支払う。
1回につき 6,189円
- ・理事会への報酬支払いの際には、法定所得税（3.063%）を預かるものとする。

附 則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人つばみ会定款

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

（役員報酬等）

第二二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。